

菊陽町立菊陽中学校いじめ防止基本方針（改訂版）

令和5年4月

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

菊陽町立菊陽中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感を持つ。
- 2 いじめを発見したら、「体を張ってでも」止める。
- 3 いじめられる生徒を絶対に守る。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 5 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、速やかに教育環境を整える。
- 7 重大事態には、警察等関係機関等と必ず連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して該当生徒等が在籍する学校に在籍している等該当生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 生徒指導部会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）
（「いじめ防止対策推進法」第22条）
 - (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
 - (2) 定例委員会
ア、生徒指導部会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）（月2回実施）
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育支援員、心の相談員、図書館司書、スクールカウンセラー
イ、生徒指導部拡大委員会（事案に応じて）
上記メンバーに加え、教育委員会教育部長、スクールサポーター（大津警察署）、菊池教育事務所指導主事、（必要に応じて、熊本県児童相談所、PTA会長、要保護児童支援員、主任児童員、民生委員等）に出席を要請する
 - (3) 内容 「学校基本方針」の作成、実行、検証、修正
いじめの疑いに関する情報等の収集、記録、共有
いじめの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

V いじめの未然防止

- 1 道徳教育の充実
 - (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - (2) 道徳の時間を通して
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 2 メディアリテラシー教育を通して
 - (1) 「スマートフォン・インターネット安全教室・講話」の実施：全学年
 - 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
 - 早期発見のポイント
 - ・生徒のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
 - (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
 - (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
 - (5) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられている等
- 2 「心と体のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談と対応の実施
 - (1) アンケートの実施：6月、11月（早期発見に努める。）
 - ※必要に応じて実施する（11月は熊本県心のアンケート調査による）
 - (2) アンケート結果の活用
 - ア、アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
 - イ、いじめと認知した事案については、早急に対応し、解消に取り組む。
 - ※「いじめに係る対応の手引き」の活用
 - ウ、アンケート結果及び事案について、学校全体で情報を共有する。
- 3 子どものサイン発見チェックリスト配付
 - (1) 配付期日：11月（心のアンケート実施と同じく）
 - (2) チェックリスト返却結果の活用
 - ア、不安や相談等の早急な対処・解決
 - イ、教育相談
 - ウ、三者面談（3年）、1月・2月教育相談（1年、2年）
 - エ、個別相談

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・校長を補佐し、各担当への指示を出し情報を集め、校長に報告する。
- 主幹教諭は、・・・校長（教頭）の命を受け、各担当の状態を確認し、情報を集め、整理し、校長（教頭）に報告する。
- 教務主任は、・・・各担当と協力し、情報を集め、整理し、校長（教頭）へ報告する。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
 - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
 - 担当する学年の生徒の情報収集と、心のケアを行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
 - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主事は、・・・情報集約担当者として生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談担当は、・・・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のケアについて、方針を検討する。相談室及び公的教育相談機関との連携の窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・
 - 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・生命・心身への重大な被害について情報を集め、報告する。また、被害の状態により、医療機関との連携を図る。
- 部活動の顧問は、・・・担当部活動部員からの情報収集を行う。
- 相談員は、・・・生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- スクールカウンセラーは、・・・
専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ア) 生徒指導部会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援のもと、学校に・重大事態の調査組織（生徒指導部拡大委員会）を設置する。
- 3 学校は、生徒指導部拡大委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や、対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・情報の共有、報告・連絡・相談・確認の徹底、共通理解

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」（全ての生徒が授業に参加する。活躍の場面をつくるための授業改善）
 - 授業規律・・・発表の仕方・聞き方、授業に取り組む姿勢等。
充実した授業を実践する。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解など・・・顔を見て出席の確認を行う、個人ノートを活用する等、積極的に活用する。
- (3) 情報モラル研修・・・インターネット・SNSを利用した「いじめ」を認識し、携帯・インターネット安全教室の活用や、情報モラル教育を進める。